

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

関西労災職業病 10月号 (通巻66号)

関西労働者安全センター 1979.10.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室 60円
☎06-374-2991 郵便振替口座 大阪 315742

-
- **主張** 80年労災保険法改正闘争と労災法改悪阻止闘争の結合を
 - **展望をさぐる⑥** 不況一労働者大量切り捨て時代の中での労災職業病闘争を如何に、労働運動強化の武器となしにするのか
 - **報告** 労災職業病認定問題に関する全国連絡会議
— 10・14 第2回全国集会を開催 —
全労済中央本部／国労大阪地本新幹線支部
兵庫労災職業病被災者交流会／神奈川労災
職業病センター／関西労働者安全センター 7...12
● 前線から(ニュース) 13...16
● 関西研究者交流会第19回報告
「エポキシ樹脂、アミン硬化剤による職業病」について 17...18
● 南大阪労働者診療所運営委員会第3回総会の案内 18
● 9月の新聞記事から 19
● 第4回人民医療に学ぶ会の案内
無産医療運動の総括へ 20...21
● 会計報告 21

労災保険財政の赤字キャンペーンを背景として、労働省が翌八〇年に再び労災保険法の「改正」を行い、ことについてはこれまでに既に述べてきたところであるが、去る九月五日、労働大臣の諮問機関である労働基準法研究会（第一小委員会）が、

非常に遠まわしな表現ではあるが、要するに労基法19条のうち懲戒解雇について除外すべきだという主張である。この問題については解説が不要なほど明らかであるが、これまで傷病

者、労働者側は、リハビリ就労確立・傷病年金撤廃など職場復帰でいるが、この報告書はこれらに真向から対決するものであり、敵のこの意図を断固粉碎していかねばならぬだろう。同研究会は既に女性労働者の保護に関する報告書をまとめているが、これらに共通するのは労働者の既得権を正面から奪い

19条の解雇制限は以下のように述べている「したがって、労働基準法

‘80年労災保険法改正闘争と労基法改悪阻止闘争の結論を！」

19条の解雇制限は以下のように述べている「したがって、労働基準法

間に著しく労使の信頼開係を失わしめるような労働者の行為があつても、同条がのような場合の制限除外を認めていないので解雇することができないが、このような場合にも解雇することができないことは妥当であるかどうか問題があらう」と。

八〇年労災保険法改正闘争で被災

に向けて新しい収奪体制、より合理的な労働者支配秩序を作り上げようとする資本・権力の決意であろう。

の改悪で間接的に被災者の職場からの排除を目論んでいたが、これからは直接的に企業にとって「不都合な」被災者は追い出そうということである。

年労災保険法改正闘争・労基法改悪阻止闘争を闘かおう！

シリーズ 展望をさぐる

不況-労働者大量切り捨て時代の中で
労災職業病闘争を如何に、労働運動強
化の武器となしうるのか！（そのⅣ）

少數組合が闘つ武器と しての労災職業病闘争

全国一報大阪一般労同労組大妻鏡銀次郎

支部にとって労災闘争とは、支部結成前からの「次はおれがやられる」という危機意識を持った未組織労働者の職場放棄という形から始まった。

職場は弱電メーカーの下請け工場でプラスチックによるテレビのわく、キャビネットを成型、仕上加工をしているが、成型工場は昼夜二交替十二時間労働、残業は百時間を越える

という低賃金、長時間労働の職場であった。一九六八年十二月、夜勤時にI君がプレス機にはざまれ、左腕切断という労災事故が発生、職場の労働者は半日間の職場放棄で会社を追及したが、「安全委員会を作る」という言葉でおさえられてしまった。しかし、翌六九年二月、今度は同じ職場で二名が指の骨接をするという

組合つぶし攻撃の中で いつかの成果を獲得

会社は組合つぶしの為に、兵糧攻めとして、支部に対しても残業をさせないという攻撃をかけてきた。月平均七〇時間の残業をしていた為、収

労災事故が発生した。そこで組合結成を行い、会社に対する責任追及と労災発生源としての十二時間労働体制打破の要求を出したところ、会社は、第二組合のデッチ上げ、支部に対する徹底した処分、ロックアウト等の弾圧をかけてきた。支部は結成以後、一ヶ月で数名の少數組合となつた。

入減となり、切りつめた生活を強要されて来たが、会社のネライとは別に二組下部労働者の中から残業をしない者が続出し、一年後には十二時間体制は崩壊していったのである。

少數組合の支部として、会社との交渉はまったく第二組合による押し付けという状況であったが、保安係廃止の合理化の中で、保安係の支部加入による首切り戦回戦争の勝利。

腰痛認定闘争において個人申請を行い、六ヶ月かかるでの労災認定獲得。更に、職場における騒音・有機溶剤・粉じん問題に対して労基署交渉も

職場での権利拡大を！

支部として労災闘争は、結成のき

重ねながら、職場の改善要求を闘い取ってきた。そのような状況の中で、合の最大の武器としての闘いであります。現在、一定の力関係を保っていい交換制における会社の合理化を受け入れる二組に対する不満と、一時金の一方的な妥結に反発した二組下部労働者が十数名支部に加入してきたのである。

（以上）
進めると共に、地域における労災闘争の交流を拡大して行うと考えている。



公務災害職業病闘争の経過と今後の課題

大阪市職労弘済院下部職業病対策委員会

弘済院は大阪市の総合福祉施設で、吹田市のニュータウンの真中にあり、児童・養護老人・特別養護老人・放護第一・第二の各ホームと附属病院

発してきました。特養とは、六五歳、脱、掃除、洗たく物の整理等が寮母の主な仕事です。したがって中腰の姿勢、老人のだきかかえ等で、腰・肩・腕に慢性的な痛みを全員が訴えたり老人、痴ほう老人、手足の不自由な人達ばかりです。これらの人たちがいます。

おむつ交換、シーツ交換、衣類の着とからでています。先ず特養の寮母を中心に腰痛が多く

の入浴・食事・排便・排尿の世話、一人、腰痛症として公務上の認定が

おりました。それ以前は災害性であつても私病視され、年休で治療してきたという経過もあります。その当時は寮母も、腰痛が仕事からくるのだという自覚もなく、弘済院支部としても本格的に取り組んでいませんでした。

腰痛症をきっかけに職場改善の取り組み

一九七五年になつて次々と腰痛症（ギックリ腰）が発生し、弘済院支部としても調査を行つてきました。とりあえず、り病者に対する認定請求を出し公務上の認定を取つてきました。

調査の結果は、先に述べた介助・介護の重労働に加え、二四時間隔日勤務制度による長時間拘束、厚生省基準にも満たない人員不足が原因であり、明らかに職業病であるといふ確信がもてたのです。この解決のため、支部職業病対策委員会を中心

院当局の使用者責任を追及し、二四時間隔日勤務制度については、制度変更はできませんでしたが、一定の改善がなされました。一方厚生省基準については三人増が当然必要でしたが、七八年一〇月に一名の本務化を勝ち取りました。また、予防要員として三名の要求をしましたが、アルバイトの配置にとどまっています。設備の面では、順送式浴そう、電動ベッド、おむつ洗浄機の導入、配せん室の拡張と大きく改善されてきました。

問題点の多い附属病院利用

時間内通院保障も認めさせました
が、その内容は附属病院の利用第一
で、医師が許可する場合にのみ他の
医療機関（ハリ・キュウ）での診療
を認めるというものです。特に弘済
院の医師のほとんどが、腰痛を職業
病と認めてくれず、薬のみの一時お

さまで根本的な治療はしてくれないため、ほとんどの人が弘済院内の治療をいやがつておらず、またこの制度を利用すれば、職場が空になる程利用者が多くなるため、これはあって改善がなされた。一方厚生省基準については三人増が当然必要でした
たが、七八年一〇月に一名の本務化を勝ち取りました。また、予防要員として三名の要求をしましたが、アルバイトの配置にとどまっています。設備の面では、順送式浴そう、電動ベッド、おむつ洗浄機の導入、配せん室の拡張と大きく改善されてきました。
そんな中で寮母の一人が、関西労働者針キユウ学習会（三期目）に参加し、松浦診療所で針治療を保険で行つていてことや、職業病闘争も行つていること等がわかり、今では沢山の寮母が治療・予防に通つています。
またその後、認定された人が再発するという事が続き、弘済院の医師が申請書につける診断書を書きしぶつたため、松浦診療所で書いてもらいうようになり、足達・新井両医師の指導のもとに組合員に対して学習会やアンケート調査を行い、予防にも力を入れてきました。

公務員の公務災害の認定制度については、本誌六三号・六四号の京都にては、市役所労災職業病対策会議の報告に詳しく述べられているのでここでは

省略しますが、公務災害とは災害性にのみ重点を置き、非災害性例えは慢性的な事例については一切認めようがないのが現実です。

「脳せんそく」認定闘争への

取り組み強化を！

また、現在とりくんでいる重要な課題として、循環器系疾病であるIさんの「脳せんそく」公災認定闘争があります。この件について、これまでの簡単な経過と争点について述べみたいと思います。

Iさんの発病 75年12月5日
認定申請 76年5月26日
公務外と決定 77年12月7日
不服審査請求 78年1月5日
審査会開始 78年5月11日
再審査請求 79年7月13日
審査会棄却決定 79年6月13日

Iさんの「脳せんそく」を公務上の疾病とした支部の見解

①発病が隔日勤務明けであった

②隔日勤務当日に日常と異なる労働量があつたこと（前日、暮れの大掃除で汚れ落しのため強い薬品を使用）

③一四時間勤務による長時間拘束（労基法違反）

④心臓弁膜症の既往症があるにもかかわらず、院当局が彼女に対して何ら配慮をしなかつたこと

これに対し、基金支部は

①過労との因果関係は認めらない

②既往症があり、その疾病から発症する

③心臓疾患により起こり得るもので、いつどこでも発症する

として、「本件は公務と因果関係をもって発生した災害とは認められない」と公務外の決定をしてきました。

支部職業病対策委員会はこれを不服として松浦診療所の医師、本人と話し合い審査請求に踏み切りました。その後、追加意見書の提出を行い、

棄却され、自治労本部とも協議の上再審査請求を行ったところまで行っています。しかし、経過のところで触れた通り、審査会で不当にも

過重な労働は認められるが、心臓弁膜症等の基礎疾患の自然増悪に基づいています。

組合側が再三再四要求してきた国基準の人員配置すらされていない現状、既往症のある者に対する配慮がされていないこと、健康管理を考慮した職場の整備を怠ったこと等、使用者責任がきびしく問われるべきなのに、全てを医学的判断にゆだねたことに對して、強い反発を覚えると同意しております。

職業病闘争を

まだまだ、弘済院支部の職業病対策委員会も闘争をはじめたばかりで、闘いに對して弱い面もあり、院当局

もやっと使用者責任を認めつつある
というところです。関西労働者安全
センター、松浦診療所とも連絡をと
りながら、次のとりくみを強め、今
後の課題として闘争を続けていきた
いと思います。

- (1) 職業病の発生は合理化による
ものであり、要員確保、労働時
間の短縮、職場の環境改善を実
現させ、職業病を発生させない
職場づくりを行う
- (2) 院当局の使用者責任を明確化
し、救済措置の制度化をはかる
- (3) 早期発見、早期治療のための
健康診断の実施とその結果に対
する適切な措置
- (4) 公務災害認定請求の全職場へ
の定着化
- (5) 認定請求提出分についてのチ
エック体制の強化
- (6) 再審査請求「脳せんそく」に
ついて「公務上認定」をめざす
とりくみの強化
- (7) 所属の安全衛生管理体制の強
化

(8) 非災害性・慢性疾患について
も認定闘争を強化する
最後に関西労働者針キュウ學習会
の三期目に一人、四期目に二人、五
期目に三人、計八人の人が参加して
きました。その成果を職場に定着さ
せながら、働く仲間同志で治療に、予
防に活躍していることを報告して終
わらせていただきます。
(以上)

「関西労災職業病」

臨時増刊号

特集 展望をさぐる

労災闘争の生きかた 教訓を！

職場の歩みで取組！

。御希望の方はコインスターまで
お申込みはお早めに

1部 100円

職業病認定問題に関する 全国連絡会議 10.14 オフ会議

六十団体、百四十名の結集で成功

10月14日、職業病認定問題に関する全国連絡会議第二回全国集会が岡山のグリーンホテルにおいて一四〇人の参加で行われた。今回の岡山集会は、前回今年5月13日の全国集会における岡大青山英康氏の講演「労災職業病闘争の前進を目指して」を一つのたたき台として「労災職業病闘争と労働運動」について全港湾の伊藤氏、国労大阪新幹線支部の森村氏、兵庫労災職業病被災者交流会の猪原氏、神奈川労職センターの早川氏、そして関西労働者安全センターの横山氏という方との議論が不充分であり、認定闘争の労職闘争の中における役割、更には労働運動における労職闘争の位置付けについての論議を深めることができるものである。

集会は開催地を代表して世話を柳楽氏のあいさつの後、大分県評議

対協、新居浜医療生協、広島労職研、トヨタ青労闘、東京被災者交流会がそれぞれ闘争報告をおこなった。そ

して、集会のテーマである「労職闘争と労働運動」について全港湾の伊藤氏、国労大阪新幹線支部の森村氏、兵庫労災職業病被災者交流会の猪原氏、神奈川労職センターの早川氏、そして関西労働者安全センターの横山氏

本の5人が、労組被災者組織、地域センターの立場を代表して問題提起をおこなった。

集会についての総括はまだおこなわれていらないが、関西労働者安全センターとして何点か感ずるところを挙げれば、第一に、集会への取組み

が我々としては決して充分ではなかつたにもかかわらず、全国各地から六〇団体近くの参加があったことは、責任で要約したものです。

我々が考えている以上に労職闘争に対する全国的な関心が高く、また全国連絡会議が全国各地での闘いの一つの集約点として、大きな期待がかけられていることである。第二には

労職闘争を通じて労働運動の前進といふ課題を今後より実践的に進めていく段階に入っているということであ

り、全国連絡会議を重要な媒体として労職闘争の戦略的問題についての意志一致を早急におこなっていく必要があるということである。今回行われたかなり高いと思われる問題提起を受けて、全国連絡会議が更に前進することを期待するものである。

X X X

以下に続く五つの報告は、岡山集会での五団体の問題提起を編集部の

① 階級闘争としての労災職業病闘争の發展を！

全港湾中央本部 伊藤彰信

労災職業病闘争には、被災者の生活・医療の保障と、二度と労災職業病を出さない闘い（発生源除去）が必要であるとされているが、現実の闘いの場面では前者に片寄りがちであり、それも現行の労災法のわく内での補償の中に置かれている。今一番求められているのは後者の闘いであり、この闘いを進めるには単に労職闘争の視点からだけでなく、労働者階級の闘いの前進にとって、労職闘争がどういう役割を果し得るのかという視点が必要である。この点を欠落させでは闘いきれない段階にきている。

更に、現行労災法のイデオロギー的側面については次のようなことが言える。それは補償という概念一貫

任・賠償を含んだ考え方がない一で休んだ分だけの賃金・要した分だけの治療費を補償するというものである。そして、このような考え方の中に被災者の運動が取り込まれ、「見殺しにしないために何とか認定を取りろう」という運動に走ってしまう——被災労働者の即自的・要求指導型の闘争——ということである。

七〇年代の労働運動の中で労災職業病闘争が発展してきた背景は、六〇年代後半の全共闘運動（自己否定）から、七〇年代に向けて闘われた運動は反差別闘争（部落解放闘争、「障害者」解放闘争等）であったと言えるが、こうみてくると労災職業病闘争も考え方としては、これらと共に通したものを持った闘いだと言える。

とすれば重要なのは、差別される者の解放と言った時に、單に苦しみからの救済ではなく自らが解放されて行くこと——階級的に解放されなくて含めて考える必要がある。階級闘争の中での労職闘争の位置付けと

いうのが問われている。

それは補償を求める闘いではなく、職場で働き続ける権利の保障であり、ここを基本として労働条件・労働環境の改善から、資本の合理化・搾取と対決し、職場支配権の確立へと向うことである。特にこの間問題になっている、被災労働者と健康な労働者との団結という点についても、職場で治して行くということを原則として、資本の分断攻撃をはねのけ階級的な団結を勝ち取って行くことが重要である。

次に産別闘争の強化について、全港湾の経験から①労働拒否権の確立、②港ごとの安全パトロール下さいかな職場でも自由に入り、危険な作業について中止できる権限、統一作

業基準の確立、③地域における共闘、
①安全センター、労働者診療所建設、
専門家による研究組織、④組織強化、
特に未組織労働者の組織化、産業別
団結の必要性などが言える。

全体的な課題としては、地域セン
ターは労職闘争の指導機関、労働組
合はあくまでも闘う本隊であり、診

療所は医療における労災職業病の位
置付けを明確にすることである。そ
して、それぞれが独立しながら関係
をつくりあげていく必要がある。今
提起されている全国結合の問題にし
ても、そのための経路として現在そ
れぞれに闘われている組織が互いに、
一特に重要な意味をもつてゐるのは

被災者組織一結合していくことが必
要である。この時に被災者の闘いの
あり方についても、自らが労働運動
の中でどう闘うのかということまで
含めて提起し、現在の労働組合運動
の不充分性をつきやぶっていく方向
で問題提起をしていくということが
問われてゐるのではないか。

② 新幹線一保線労働場における 労職業病闘争の教訓

國労大阪地本新幹線支部 森村敏幸

労働組合の立場からの問題提起と
して、国労大阪新幹線支部の森村氏
は支部のじん肺闘争に始まる一連の
労職闘争についての説明のあと、問
題点として以下の点を挙げられた。

※ 七七年の触車事故のあとで、労
組側と当局側で検査等で線路に入る
時には列車を止めてから立入るとい
う協定をかちとったが、現実に協定

通り列車を止めるという労働者は極
めて少ない。多くの組合員がそれを
しないという問題が一体何であるの
かつきつめて考えていく必要がある
こと。

※ じん肺の被疑者・被災者に対し
て組合は保線作業から外すという方
針でやっていたが、被災者の労働権
といふ観点から現在は職場にもどし

てのこと、そして保線作業をして
もほこりを吸わない職場をどうかち
とるかと共に闘っているという、組
合と被災者の関係についての報告。
※ 新幹線の保線労働は圧倒的多数
の下請労働者によって成り立ってい
るが、労災職業病はこれらの人々の
間に圧倒的に多発している。そして
國労が安全闘争を進めれば逆に労働
規制が厳しくなるという面から下請
労働者が労組に対して反発するとい
う現実もある。下請労働者の組織化
についても試みたが現実には容易で
なく、下請労働に出てこざるをえな
い出稼労働者、在日朝鮮人、被差別
部落の人々の実態についてもつと認

情を深めることが先決と考えている。

であり、取組みを進めていること。

新幹線が果して労働者にとって何で

また他方の問題として国鉄職員が監視労働にまわされており、労働除外は大きな問題である。今後保線労働をとりもどす闘いも重要な運動課題

※ 最後にこれら全てを包括する問題として、災害源が新幹線の二百十キロのスピードにあることが明らかである以上、資本にとって不可欠な

あるかとすることを問い合わせてみると、被災労働者が問題提起をしめくられた。

③ 被災者の自立による労働運動への参加を！

兵庫労災職業病被災者交流会

「労働組合と被災者運動」というテーマで兵庫労災職業病被災者交流会より問題提起が行なわれた。

発言者は兵庫交流会が去年六月に結成され、現在百四十名の会員がいるということなど交流会の紹介をしましたあと、本来の労職闘争のあるべき姿を提起した。それは、労職闘争は労働組合が中心になり、被災者が先頭に立って闘うこと、また闘いの中心課題は労災職業病の絶滅にあるという提起であった。

次にその本来のあり方から現状を考察し、多くの労働組合が労災職業病問題を被災者救済としてしかどうえていないこと、また被災者としてもそれに甘え、労組との不和が生じ、結局は切り捨てられていくという現状を指摘した。この現状を克服していくために被災者として、自らの病気の原因を徹底的に追求し、敵を明確にして闘う主体をさぐる作業が必要であり、また労働組合へのアプローチを通して、労働運動全般にも目

ざめていく必要があると、いくつかの課題を提起した。具体的な例として、全港腕神戸支部で労働組合と共に認定闘争に取り組んだこと、全通垂水支部で被災組合員が、リハビリ就労、ハリ学習会の闘いを先頭に立て行う中で、執行委員の半数以上が被災組合員で構成されるようになつたことを示して、被災労働者自身が甘えを立ち切り自覚を高めることを強く訴えた。

最後にまとめとして、被災労働者が、労組、医者、専門家にたよりすぎている現実を指摘して、被災者自身の行動の必要性を訴えた。その一つの試みとして「関西労災職業病被災者連絡協議会」の結成を上げ、更に、全国的な被災者の共闘組織の実現を訴えて問題提起をしめくった。

④ 労働運動の發展強化に

向けた労職闘争を！

神奈川労災職業病センター

神奈川労災職業病センターの現在行っている特徴的な取組みとして、

一つには未組織労働者である在日朝鮮人の問題がある。簡単な労災時故（ギックリ腰）であったが、上野労基署は不支給決定をしてきた。そこで相談を受けて私達と共に労基署交渉に加わり「認定基準の適用がおかしい」と説明を求めたが「そんなものは本屋に行けばいくらでもあるから買って読め」という返事。これは明らかに、本人が在日朝鮮人で日本語が読めないということを見越しての許しがたい対応であった。これに對して労働組合への支援を広く呼びかけ、反動的な行政に対する反撃を行うと同時に、もう一つの重要な意味についても確認してきた。

重大であるかということの証明である。

神奈川の労災職業病闘争のほとんどは、職場の中で活動家、被災者が苦労して闘い抜いているというのが実情であるが、極めてまれな例として労働組合とセンターの協力関係の

この在日朝鮮人労働者の労災問題は、単に補償の問題としてすまされるものではなく、歴史性、社会性を含んだものである。すなわち在日朝

鮮人が日本で置かれて立場を、彼らが強制連行されてからこれまでの日本の労働者階級の闘いが、在日朝鮮人労働者との関係を如何に

作ってきたかとすることまで含めてとらえていかなければならないといふことである。この視点を踏まえ、現在局一労災保険審査官に舞台を移して闘いを続けている。

もう一つはと場（食肉市場）の労働者の闘いである。今年の五月に20年目にして初めて労働組合ができた職場であり、現在秋期闘争に向け労職闘争を柱として闘っている。

更に今年八月、闘争の医療的拠点としての診療所が、県評、全港湾を中心とする多くの労組の協力を得て建設された。これら一連の活動は、労災職業病の問題がいかに緊急かつ

重大であるかということの証明である。

けるのかということである。こうい
った主体がなければ、補償のワク内
での闘いに終ってしまうだろう。そ

の意味でも、センターが「かけこみ
」の立場の

寺」的に一人一人の相談に応えてい
くというものから、階級的な視点を
持つ、労働運動としての労災職業病

闘争を推し進めていくとい

う確立へ向かうことが必要になつてき
ている。

⑤ 労働運動全体の前进の中に

労職闘争の位置付けを！

関西労働者安全センター

関西労働者安全センターからは三
つの問題を提起した。第一には労職
闘争と労働運動前進の「ものさしの
一致」をかちとること、第二には被
災労働者と他の労働者（組合員）の
団結の問題、そして第三には南大阪
における労職闘争である。

第一の点については、労職闘争の
総括の基軸をどれだけ被災者を救済
したか、あるいはどれだけ設備、労
働環境の改善ができたかというよ
なことのみに求めず、運動する側の
主体的な力量（労組の組織力・団結

の強化・被災者及び組合員の闘う意
識の強化・共同闘争の拡大）の強化
の観点をもつと重視すべきであるこ
と。そうすれば労職闘争をすること

とである。

第三には南大阪における闘いの特
徴として、長期争議を維持するため
に労働者の健康管理、及び倒れた被
災者を一日も早く闘いの一線に復帰
させていくことの重要性を指摘し、
その中で南大阪労働者診療所の役割
の大きさを報告した。また労災認定
闘争や健保の資格喪失の闘いを通じ
て、対行政闘争の重要性が明らかに

によって他の闘いも前進するといえ
るのでないか、そして、その経験
は既に無数にあること。不況だから
労職闘争は闘えないとか労職闘争に
よって組合が混乱するとかの考え方
は、労職闘争について極めて狭い固
定的な見方しかないと示してい
るのではないかという点である。

第二の点については、被災者一救
なっていることも併せて報告した。

前線から

大阪車

火災申告手続

地協じるみの懇意に発展

去る9月27

認定と無関係と断言し、ま

意した。

日、全金マコ
トロイ工業支
部は今年5月
亡した土居原
氏の労災認定
問題について、
東大阪労基署

た、遺族・組合側で提出し
た意見書に対しことく
否定的な見解を示し、そし
て基本的な判断を「局医」
に求めるとの態度を打ち出
した。これに対して組合側
は署側の考え方の誤りを指
摘するとともに、「局医」

も得て、医師意見書の提出

10月12日には4回目の交

渉が行われ、組合側からは
全金東大阪地協議長の出席

ら、全金東大阪の問題とし
て取り組んで行くことが確
認された。

医師に意見を
求めそれを提
出すること、
及び署として
もそれを尊重
することで合

く、今後は一支部の問題か
ら、全金東大阪の問題とし
て取り組んで行くことが確
認された。

南大阪

(1) 要請書問題

原処分取り消しに向け

要請書提出

■ 全港湾大阪支那安全委員会

10月11日、全港湾大阪支
部、同安全委員会、関西労
働者安全センターは大阪港

よりである。

いかだ分会の故寺岡一一氏
の心筋硬そく死亡につき、
原処分の決定は以下の点
に重大な誤りがあると思わ
れるので十分な調査の上、

出席し、冒頭いきなり認定
も言えない」と開き直るの

みであったが、最終的には
組合側としても信頼できる

涉を行った。過去2回の交
渉において「調査がまだ進
んでいないので」という理
由で一切内容に触れること
を拒んできた労基署は、こ
の日署長以下関係者が全員
出席し、冒頭いきなり認定
基準の説明を始め、労働強
化が進んでいたことは労災

意見のとり扱いについての
追及を行った。名前も公表
できぬ「局医」の意見が
決定的となるのはおかしい、
署の当事者能力はどうなつ
ているのか、との組合の追
及に対しても署長は「何と
も言えない」と開き直るの
大阪労災保険審査官に対し
て、原処分の誤りを正すよ

原処分の取消し決定を行なわれるよう要望する。

一、いかだ労働の過重性についての労基署の認識不足……いかだ労働は非常に劣悪な労働環境であり、労基署は唯一度視察しただけで判断を下していることは致命的に認識不足であり、資料において誤りがある。

二、会社の健康管理のズサンさについて、署が正しい評価をしていない問題……会社は49年以降法的健診もやらず、寺岡氏が自力で健

康保持をせざるを得ない状態に追い込んだことは会社の責任放棄であるにもかか

つた故三原氏の脳卒中死亡わらず労基署はこれを正しく評価していない。

三、寺岡氏が死亡前に行なっていた「連合市作業」の異質性についての署の判断の誤り……寺岡氏が慣れない陸上で作業を殺人的な炎天下で熱心に行なつていたことから、身体疲労、心臓への極度の負担が推測されるとてもかかわらず、労基署が理解を示していない。

先ず故三原氏の脳卒中が業務上の疾病であるという判断がなされるに至った労基署の見解は、①労働省2・9通達（自動車運転者の労働時間等の改善基準）をはるかに越えるような労働過重、②深夜労働、③高血圧症がかなり悪化していた

労働者安全センターが窓口となり組みとしてあり、この闘いが勝利的に展開したことによって、今後此花地域における労働者命と生活を守る」

此花

タクシー労働者の脳卒中 業務上認定へ

此花労働者センター

8月2日の労基署への総連大阪西支部及び此花労災申請を皮切りに、朝鮮労働者センターに結集する労

直接の原因を、健康悪化にもかかわらず「通常の乗務をした」ことに求めており、



守□

福田のトトロの本屋

業務上認定に

10月4日、大阪労基局は地域合同労組植田マンガン分会の竹森氏のマンガン中毒症について「業務上」との最終見解をまとめ、守口労基署から7月4日に行われたりん伺に対する回答を行った。翌日の5日には守口署にて正式に労災認定が行なわれた。この件は、植田マンガン分会は38年度健診に続いて二度まで行政健診にえ湯を飲まされた結果である。第二には労基局は極めて明瞭になつた。植田マンガン中毒が、現実には労災かくしからぬことになつてゐることが極めて明らかになつた。この機能にしていくというはずの同制としていくといふことは、必ずしも労災を発見し救済するためのものである。

いれる。このように、この
闘いは今後の闘いに大きな
教訓を残したが、被災者切
り捨ての労働行政の中央集
権化を許さず、血の通った
行政にしていくための闘い
は今後ますます重要である
う。

②労基法19条の改悪に反対
し、解雇制限の強化をはか
る ③傷病補償年金制度の
撤廃 ④労災保険財政の赤
字を被災者へ転嫁させない

われたが、これによつて今
3月以来字余曲折を経なが
ら続けられてきた鬭いは組
合側勝利として一応の結着

みたのである。

実である。第一には「サービス」の問題である。

年勞 市立 10 大阪

(全国代表者会議案)

労災法改正斗争に向け

署の回答無用の大坂局への
りん伺問題がある。労基則
35条の改悪以来、認定行政
の中央集権化が進められて
れ、法改正に対する要求に
ついての検討、及び闘いの
陣型についての論議が行わ
れた。

大坂弁天町の
改正闘争に向
おいて、八〇
心に全国代表者会議が行わ
けて、全国の被災者団体、
地域労職センターなどを中

災者組織を中心とした全国的な共同組織の結成と、全国的な行動を開始すべく進

備を進めていくことが確認された。

され。

じん肺闘争を中心

岡山

(オフ会)

港湾病研究会

10月13日岡山での全国集
会の前夜、岡山クリーンホ
テルで第3回港湾病研究会

が行われた。全国各地から
40名を越える港湾労働者、
医療関係者の参加があり、
深夜に及ぶまで熱心な討論
が行われた。

石綿肺を中心とした混合じ
ん肺の例が多数あり、その
中から発がん例が次々と発
見されていることから、早
急にじん肺闘争をとりくむ
ことの重要性が指摘された。
まず、各地での港湾病闘
争の報告を行い、続いて港
湾におけるじん肺闘争のと
りくみについて討論が行わ
れた。神戸港、大阪港、横
浜港などのとりくみの経
過が報告され、全港湾とし
て、とりくみの体制をとり

つつあることが報告された。
特に神戸港においては、
石綿肺を中心とした混合じ
ん肺の例が多数あり、その
中から発がん例が次々と発
見されていることから、早
急にじん肺闘争をとりくむ
ことの重要性が指摘された。
また大阪港においても、大
阪港支部がじん肺闘争のと
りくみを開始するとの報告
がなされた。

その後、港湾における作
業態様の提起が岡大の片木
氏の方からあり、各地で行
われている港湾労働の実態
松浦医師と三国針キュウ師

が移り、これについても一
製や、レントゲン所見の読
み方の基準の統一など、前
回積み残しになっていた医
い討論の終止符が打たれた。
1時半までに及ぶ中味の濃
い討論の終止符が打たれた。

の重要性が討論された。学サイドの細い問題に討論
更には、共通カルテの作
が移り、これについても一
定の指向性も決まり、深夜

に議論の統一など、前
回積み残しになっていた医
い討論の終止符が打たれた。
1時半までに及ぶ中味の濃
い討論の終止符が打たれた。

淀川

腰痛体操学習会開催

■ 市町村淀川区役所支部

去る10月16日淀川区役所
において、労働組合が主催
して、腰痛体操学習会が開
かれた。これは区役所の窓
口業務の中で、中腰作業が
続き、腰痛者が多発してい
たことから、この腰痛闘争
を労働組合が積極的にとり
あげ、職場改善・通院保障
などの要求をかけ闘つて
いる中で開かれたものであ
った。労組では、今後もひ
き続き腰痛体操についての
学習会を行うことを計画し

南大阪労働者診療所から
学習会を行なうことを計画し

ている。

No. 19 研究者交流会の報告

『エポキシ樹脂・アミン硬化剤』

による職業病について

労災職業病公害と闘う関西研究者交流会

去る九月二十九日、第一九回の交流会を行いました。講師に兵庫県医療生協神戸診療所の伊丹仁朗医師を招き、「エポキシ樹脂・アミン硬化剤による職業病ーとくに全身性硬化症」をテーマに学習しました。

明石の測温器製造工場で、エポキシ樹脂硬化剤によると考えられる全身性硬化症が発生！

Aさん（五一歳 女性）は一九六七年より岡崎製作所（明石市、測温器製造）で働き、六九年七月より接着作業でエポキシ樹脂・硬化剤（商品名、アダルダイド・ハードナー951十セメタイン1500）などを使用していました。約九ヶ月目より両手の皮膚のこわばりやはれ、指関節痛などが始まり、血流不足のため手指などが白くなるレインノー現象も出現しました。その後、顔や足などの皮膚もむくんだり硬くなり、黒ずんで硬くなり、また繰り返し原因不明の高熱が出たり、せきやたん、息切れなどがてきて、七〇年末で離

職、闘病生活の身となりました。以後医院や病院を何ヶ所か変り治療をうけ、リウマチやコウ原病などの診断をうけ治療によりいくらか軽快しましたが治りきらぬまま今日に至り、神戸診療所により、エポキシ樹脂・アミン硬化剤による全身性硬化症と診断されました。最近の検査では、全身性硬化症によく見られる肺線維症や食道拡張症もあることがわかり、現在労災認定の準備中のことです。

エポキシ樹脂・硬化剤による健康障害は皮膚の刺激や感染による皮膚炎や目・鼻・のどなどの粘膜の炎症などが起りやすいことが知られており、現行の労災認定基準（告示36号）でも認められている。しかし、そればかりでなく岩手県の電気工場で、七三名に健康障害が多発し、うち五名には全身性硬化症と思われる障害が発生し、また発ガン性もあることが判明して大きな問題としてとり上げられるようになっています。伊丹氏は文献も交えながら樹脂硬化剤の障害について説明されました。

労働省も、七六年基発四四二号通

達で全身性硬化症の発生を認め、予防措置について通達を出し、同時に

新たな認定要件作りを進めつつあります。

最近次々と開発され使用量を増している新たな化学物質により予想もされなかつた重い障害をひきおこす例が増えており、その一例としてエポキシ樹脂硬化剤の障害をとら

え、労災認定に際しては現在知られている障害や症状に限定してワクをせばめる労働行政の姿勢を許さず、労働者に発生した各種の障害を早期につかみ救済すると同時に予防に役立てるような行政とすべく監視を強めていく必要があります。

次回交流会のお知らせ

10月27日（土）午後4時より

南大阪労働者診療所四階会議室にて

テーマ

「木材市場の環境調査の結果報告」

その他

来る11月17日、南大阪労働者診療所の第3回運営委員会総会が開催されます。

今年は、懸案であった法人化の問題を中心にして、この一年間の総括と今後の活動方針について話されます。診療所はこれまでも、実際の運営や経営は法人としての形態をとつてきましたが、今回の法人化は、名実ともに労働者大衆の医療機関として再出発することを意味します。

「労働者の命と健康を守る」全ゆる活動にたゞさわり、関心を寄せる多くの方々の参加を強く訴えます。

○南大阪労働者診療所運営委員会

第三回総会

日時 一九七九年一一月一七日（土）

午後一時から

場所 港湾福祉センター

（第一福祉センター）

電話 572-5971

572-5973

※地下鉄中央線「大阪港」下車
「朝潮橋」方向にもどり、橋を渡り川に添って右に歩く

南大阪労働者診療所 運営委員会 第3回総会

9月の新聞記事から

- 9・1 ミニューメキシコ州でウラン再処理施設のダムが決壊して、大量のウランが流出した。
- 9・4 奈良県のニカワ工場で、廃水処理場のヘドロ掃除をしていた係長が倒れ、救出しようとした工場長、専務も次々と倒れ、三人とも死亡した。
- 9・7 スモン患者の救済などを盛りこんだ薬事二法が国会で可決、成立した。
- 9・12 兵庫県尼崎市で七十八才の公害病認定患者が感電自殺をした。
- 9・14 茨木県東海村の動燃再処理工場内で、一月前に作業員二名の放射線汚染事故があったことが明らかにされた。
- 9・16 スモン訴訟の全面和解が、初提訴から八年四ヶ月ぶりに実現した。
- 9・17 姫路LPG基地反対訴訟で結審を宣言し、実質審理をせずに訴えを却下することが確実となつた。大阪の給食会社の調理した弁当で十二道府県で三六〇人が食中毒をおこした。
- 9・21 未熟児網膜症で失明した患者が医者を相手に控訴審で、一审判決を破棄し、患者側敗訴の判決を言い渡した。
- 9・22 大阪府寝屋川市で住民無視の投棄を許さぬ団地の住民がゴミ収集車にピケを張り、ゴミ投棄を中止させた。
- 9・26 「クロロキン薬害訴訟」の判決言い渡しが横浜地裁で開かれ、五八〇〇万円の賠償命令を出し、原告勝訴の判決が行なわれた。
- 9・27 大阪市淀川区の市立小学校で、教室の掃除中に教師が三階から板をほうり投げ、校庭にいた同僚を死亡させた事故について、市教委は作業計画がずさんであつたとして、校長を免職処分にした。
- 9・27 労働省は運転手の過労追放のため、連続運転四時間以内等、厳しい規制を盛り込んだ新通達の骨子を明らかにした。

第4回 人民医療運動の総括へ

一昨年の第三回をもって中断した「人民医療に学ぶ会」の再開を報告し、多くの人々の参加を呼びかけます。また初めてこの名前を聞かれた皆さん、以下の紹介を知られ、参加を！

この世の中で、だれが働く人々の生命と健康を破壊し様々な権利を奪っているのか、逆にだれが生命と健康を守るのかということは余りにも明らかになつていると見えます。自らの生命は自らで守る。これが多くの人々の確信であり、当然のことながらそうした営み、闘いを日々続けられています。

こうしたことは今に始まつたことではありませんでした。戦前の天皇制ファシズムの下では献身的な共産主義者、先進的な人々の手によつて無産者医療運動というものが行なわれました。この闘いから、我々は多くのものを学びることができます。

そして、敗戦後から始まつた医療民主化運動・民医連の結成などもこうした流れにあることは確かです。その後の全共闘・青医連運動の提起したことでもやはり重要な意味を持つています。

これらの人民の闘いの一つである人民医療の歴史を学んで我がものとし、且つ、現在の多くの闘いとの交流を得ていこうとすることがこの会の趣旨です。もちろん、これを通じてこれから流れを創つていこうとすることが大きな目標です。

ですから、第一、二回は誠実な共産主義者として無産者医療運動を抱つてこられた堀口氏を招いて具体的な話を聞き、第三回は三里現地を訪れ、三里野戦病院の医師として農民と共に歩んでおられる盛氏の話を聞きました。その他南大阪の労働組合、南大阪労働者診療所健診部から現場の報告を受けたり、職業病としての腰痛症を取り上げたりしていきます。

今回は再び無産者医療運動を取り上げ、第一、二回の内容を踏まえつづ現時点での一定のまとめをしていきたいと見えます。もちろん、これ

て全てまとまるわけではありませんが、医療民主化闘争・全共闘運動などを学んでいくに当って一の踏み台をつくる試みです。同時に、今年八月に神奈川の港湾労働者と共に港町診療所を開設されたスタッフの方々に来ていただき、第一線からの生の交流を計画しています。(27日、当診療所での宿泊希望の方は葉書で連絡を)

※ ※ ※

10月27日 (土) 午後八時
港町診療所の方々を囲み交流会

10月28日 (日) 午後一時～五時

第四回 人民医療に学ぶ会

(いざれも診療所四管会議室にて)

事務局

十五五一

大阪市港区弁天二丁目一一三〇

松浦診療所内

（）六一五七四一八〇一〇

■表紙写真■
10・14第2回全国集会より

9月分会計報告

収入

会費	230,800
機関誌	67,830 ①
カンパ	98,000
資料	1,280
その他	6,030
計	403,940

9月分收支 -128,994
先月からの
くりこし 654,819

10月への
くりこし 525,825

支出

事務費	49,726 ②
機関誌	64,330 ③
活動費	132,808 ④
郵送費	1,070
人件費	285,000 ⑤
計	532,934

(※)

①広告料を含む(¥3,000)

②8月分新聞、ガス代

9月分電気、水道代、家賃・共益

③機関誌NO.64の印刷代

④南大阪事務所10月分

此花労働者センター10月分

社保料8月分、交通費

⑤9月分人件費(アルバイトを含む)